

令和元年6月19日現在

機関番号：32406

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03445

研究課題名(和文) コンテンツ流通促進のための著作権情報統合DB構築と著作権登録制度の活用

研究課題名(英文) Construction of copyright information integrated DB and the utilization of copyright registration system

研究代表者

張 睿暎 (CHANG, Yeyoung)

獨協大学・法学部・教授

研究者番号：80434231

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：3年間実施された本研究では、米国・カナダ・ドイツ・韓国・中国への現地調査を実施し、著作権情報の登録・管理実務を把握することで、課題を確認することができた。調査内容と分析は、年度別に論文および学会報告として発表している。

なお、近時のブロックチェーン技術を用いた著作権証明サービスやコンテンツ取引サービスの登場は、「網羅性のある著作権情報データを集約」、「透明な使用料の配分」という意味で興味深い。「コンテンツ流通促進のための著作権情報統合DB構築と著作権登録制度の活用」という両方の観点で大きな示唆を得ることができ、新たな研究テーマにつなげることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今や国の海外競争力にも関わるコンテンツ産業政策を主管する政府官庁、コンテンツ流通に関する法的枠組みの影響を受ける事業者、そして法制度を研究する研究者にとって、諸外国における民間著作権情報DBおよび公的著作権登録制度の運用状況および法的課題に関する情報への必要性は高い。

各界のこのような要請に応じ、今後の著作物流通の在り方を変えるための制度設計の前提となる「コンテンツ流通促進のための著作権情報統合DBの構築と著作権登録制度の活用」に関する最新動向および比較法の観点からの分析による日本への示唆を提供しようとするところに、本研究の学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：In this study, which has been carried out for three years, field research in the United States, Canada, Germany, Korea, and China has been conducted to confirm the challenges about registration and management practices of copyright-related information. The results and analysis of the field research have been published and presented on a yearly basis.

Recently, the emerging trends about copyright proof services and content licensing services using blockchain technologies have attracted my attention and seems to be quite interesting in the sense of "consolidating comprehensive copyright-related data" and "transparent royalty distribution". I could get quite a comprehensive view of these topics with "the construction of copyright information integrated DB and the utilization of copyright registration system", and connect to a potential new research theme.

研究分野：新領域法学

キーワード：著作権登録 権利情報 コンテンツ流通 ライセンス ブロックチェーン データベース 利用許諾
著作権

1. 研究開始当初の背景

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、知的財産の保護・活用に関する状況にも大きな変化が生じている。著作物の円滑な利用を促進する法制度を検討するに際しては、円滑な利用を阻害する要因を把握することが肝要となる。こうした阻害要因としては、

著作者や著作権者の情報や所在が判明しないこと、仮に判明した場合であっても利用するための手続きが煩雑であることが挙げられている。韓国および英国においては、上記阻害要因と阻害要因を同時に解消するための取組みとして「デジタル著作権取引所(Digital Copyright Exchange)」が構想され、著作権情報データベース(以下「著作権情報DB」)の構築、オンラインワンストップライセンス、権利者不明著作物の法定利用許諾申請などの機能を提供している。韓英におけるデジタル著作権取引所の取組は、日本における著作物の利用円滑化のための制度設計にも示唆を与えるものであると考えられる。申請者はそのような必要性を受けて、「著作物流通円滑化のためのデジタル著作権取引所に関する研究」(若手研究B課題番号26780075、2014年4月～2016年3月)を遂行した。今回の研究はその研究の暫定成果を踏まえた後続研究である。

2. 研究の目的

先行研究の結果、オンライン著作権市場成長の障害となっている著作物の利用許諾手続きを簡素化することで、取引費用を減少させ、利用を促進するためには、まず、包括的で信頼性のある著作権情報統合DBの構築が必要であることがわかった。包括的で統合的な権利情報DBの構築のためには、そこにふくまれているデータが網羅的であり、かつ信頼性が確保されなければならない。「包括的で信頼性のある著作権情報統合DBの構築」の際には、既存の権利情報DB等を連携して網羅的なDB構築する際の信頼性の確保や、信頼性ある既存の著作権登録制度に網羅性・利便性を持たせるために登録のインセンティブを与えること等が考えられ、その制度設計のためには、諸外国における民間著作権情報DBの現状および公的著作権登録制度の運用実態、そしてそれらの課題や法的示唆を分析する必要がある。

そのため本研究は、諸外国における民間著作権情報DBおよび公的著作権登録制度の運用状況および法的課題の調査・分析することで、コンテンツ流通促進のためのワンストップライセンスの前提となる著作権情報統合DB構築における網羅性および信頼性の課題を解決するために一定の示唆を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究を着実に達成するために、調査・研究の前提となる関連資料を幅広く収集し、論点をまとめてから、諸外国へ現地調査に向かう。調査結果の比較分析および示唆点の整理後にも、海外研究協力者とフォローアップ議論をし、国内関係者への情報提供や意見交換に心がける。

- 1) 論点整理および資料収集
- 2) 現地調査
- 3) 調査結果の分析
- 4) 比較分析および成果報告

4. 研究成果

本研究は、1)諸外国における権利情報DBや公的著作権登録制度の運用状況および法的課題を調査・分析し、2)日本における著作権情報統合DB構築の制度的障害を把握し、官民の役割

新たな制度の法的仕組みを見出すための一定の示唆を提供することで、コンテンツ流通促進のための法的制度設計に役立つとするものである。3年間実施された本研究では、文献調査ならびに、米国・カナダ・ドイツ・韓国・中国への現地調査を実施し、著作権情報の登録・管理実務を把握することで、課題を確認することができた。

著作権登録を促進するためには、1)登録できる対象を拡大し、2)オンライン申請や検索など登録と利用の利便性を高め、さらには3)登録に一定の法的効果を付与しなければならない。登録する側にとってメリットがないと、わざわざ時間と費用をかけて登録しないからである。より長期的な観点で、コンテンツ流通促進のための著作権情報統合DBとの連携を視野に入れると、さらなる制度改善が求められる。その際、英国における著作権ハブ及び韓国におけるデジタル著作権取引所が推進しているオンラインワンストップライセンスの取組みが大きな示唆を与える。オンラインワンストップライセンスは、手続きの簡素化による費用減少で、特に少額利用許諾の効率的な取引を可能にする。そして、オンラインワンストップライセンスシステムを構築するためにはまず、信頼性のある包括的な著作権情報DBが必要なのである。特に日本が優先的に取り組むべきことは、信頼できる包括的な著作権情報DBの構築である。まずは、既存の権利情報の集約を試み、権利情報のない分野での新規登録を促すことで、著作権情報DBを拡大しなければならない。音楽分野など民間の権利情報DBが進んでいる分野における民間DBの連携はもちろん、文化庁の著作権登録情報を充実させることも必要である。そして、そうするためには、登録のインセンティブを与えなければならない。インセンティブを与えるための制度改善は、(a)登録・検索のオンライン化など技術的な部分と、(b)登録に対する法的効果の付与など立法的な部分があるところ、まずは、すぐ始められる技術的な分野から進めるべきであろう。

なお、近時のブロックチェーン技術を用いた著作権証明サービスやコンテンツ取引サービスの登場は、「網羅性のある著作権情報データを集約」、「透明な使用料の配分」するという意味で興味深く、「コンテンツ流通促進のための著作権情報統合DB構築と著作権登録制度の活用」という両方の観点で大きな示唆を得ることができ、新たな研究テーマにもつなげることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

張睿暎「ブロックチェーン技術を利用した著作権管理」月刊コピーライト Vol.58 No.69(2018年11月)43-49頁

張睿暎「著作権登録およびコンテンツ利用におけるブロックチェーン技術の活用可能性と課題」獨協法学第105号(2018年4月)231-256頁

張睿暎「著作権登録制度の現状と課題-日米の制度比較による提言-」獨協法学第104号(2017年12月)143-168頁

張睿暎「デジタルコンテンツの流通促進に向けた制度設計～韓国・英国のデジタル著作権取引所(DCE)構想および欧米の動向からの示唆～」著作権研究第42号(2016年4月)117-160頁

〔学会発表〕(計1件)

張睿暎「コンテンツ流通促進のための著作権登録制度の活用」第15回日本知財学会学術研究発表会(2017年12月3日於国土館大学世田谷キャンパス)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。